人	夫婦が、ドイ	ツの裁判で離	婚した	場合(	報告	占的离	婚届)	)		
	離 婚	<b>新</b> 届	受理 第	令和 :	年	月 号 <b>T</b>	日	公公	館印	
	令和 年	月 日届出								
	在ハンブルク日	大 使 本国 総領事	書類調査	戸籍記載	記載	載調査	調査票	附票	住民票	通知
	(フリガナ)	<b>夫</b> ガイム	タロ	- ! ウ 名		妻	ガ <i>ー</i> 氏	14	ハナコ <sup>名</sup>	
(1)	氏 名	外務	太	郎			外務		花子	
	生 年 月 日	昭和 4 ドイツ連邦共	19年6	月 2:		ドィ		和 53 年 共和国ハ	5 月 ンブルク・	21
	<b>住</b> 所	ハンブルク市							ェン通り	
(2)	<b>本 籍</b> , 失または妻が、	東京都	千代	田区	霞 :	が関		目 2	番 <sup>坩</sup>	<u>t</u>
(2)	(外国人のとき) はその国籍	筆頭者 の氏名 外表	務太郎				(/ ) 玉 筆	54 T		)
	父母及び養父母の 氏 名	夫の父 外務 母	一郎 奈津子		売き柄 長 男	妻の父 母	自	台 <u>修</u> 貴	子	 続き札 二 ュ
	父母との続き柄 【右記の養父母以外にも、 養父母がいる場合には	養父	71/1- 1	糸	売き柄	養父			-	続き村
(3)	その他の欄に書いてください	<ul><li>人養母</li><li>□協議離婚</li></ul>				養母 □和解		年		養 女 日成立
(4)	離婚の種別	□調停 年 □審判 年	月 月	日成立 日確定		□請求 <i>0</i> <b>▽</b> 判決	)認諾	年 <b>令和7</b> 年		日認諾 6 日確定
	婚姻前の氏に		籍にもどる ■籍をつくる	婚姻中 <i>0</i> 「離婚 <i>0</i>		務) を継 していた		届」を出し	この欄は記入 てください。	、せず、
(=\)	もどる者の本籍	京都市北区 <sub>夫が親権</sub>	小山初音	町18		妻 が 親	番地 番 権	筆頭者 の氏名	自治布	子
(5)	未成年の子の氏名	を行う子	40.0			を行う		<b>Δ</b> .τ.	75 5 0	
(8)	同居の期間 別居する前の住所	(同居を始めたとき) 半月	成23		月から		居したとき)		15 年 9 番地	
(0)	がおうの前の圧が	□1. 農業だけまたは農	業とその他の	の仕事を持	っている	5世帯		<u>H</u>	番	号
	別居する前の世帯	□2. 自由業·商工業·步 ☑3. 企業·個人商店等	(官公庁は)	除く)の常用	勤務者			業者数が1	人から99人	まで
(9)	の主な仕事と	の世帯(日々またば □4.3にあてはまらない				体の役員	の世帯(E	1々または1	年未満の契	約の雇
	少工多工。	用者は5) □5. 1から4にあてはま	らないその個	也の仕事をし	している	者の世神	芹			
	1. 13 - whb \\	□6. 仕事をしている者の(国勢調査の年…)			3月31日	までに届	出をすると	きだけ書いて	ください)	
(10)	夫婦の職業	夫の職業				妻の職業	Ĕ.			
	そ	月26日ドイツ連邦共和本添付。						こて離婚判	]決確定、	
	0	T Der Be	schluß ist	rechtskrä	itig se	eit/am	の日付			
	他	離婚の裁判を申請し (離婚確定後10日	た側(An 以上経過	tragstelle していると	ときは	、相手	てください 方(Antr	ハ。↓ agsgegne	r)の署名 <sup>~</sup>	でも可。
	届出人署名 (※押印は任意)	外務	太良	ris I	印	妻				印
	事件簿番号			012	3_11	5678	Q			
	(届出人の連絡先及)		el. ddress					00 Ha	mburg	

<b>証 人</b> (日本法による協議離婚のときだけ必要です)										
署 名 (※押印は任意)						印				印
生 年	月日			年	月	日		年	月	E
住	所				<u></u>	乙乙	不要			
本	籍				番地				番:	担

## 記入の注意

- 1. 届書はすべて日本語で書いてください。
- この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ▶ 2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
  - 外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。 ①台湾
  - ②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
  - 3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
    - 養父母についても同じように書いてください。
  - 4. □にあてはまるものに2のようにしるしをつけてください。
  - 5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
  - 6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
  - 7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
  - 8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
  - 9. 届書は2通出してください。
  - 10. 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
  - 11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合はその「よみかた」をカタカナで併記してください。
  - 12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は	、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。	
(面会交流) □取り決めしている。 □まだ決めていない。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。	
	取決め方法 : (□公正証書 □それ以外)	
□まだ決めていない。	このチェック欄についての法務省の解説動画	